

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(学生証及び職員証等の再発行手数料の額)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 櫛寮、桜寮及び檜寮の鍵の再発行手数料の額は、1枚につき <u>800</u>円とする。</p>	<p>本則</p> <p>(学生証及び職員証等の再発行手数料の額)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 櫛寮、桜寮及び檜寮の鍵の再発行手数料の額は、1枚につき <u>1,000</u>円とする。</p>	<p>学寮鍵の再発行に係る実費が手数料を上回っていることへの是正、並びに紛失件数が年々増加していることへの抑止を目的とした料金見直しによる改正</p>

附 則 (令和4年4月1日規程第18号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。